

古物商・質屋の皆様へ

～クロスボウの販売をする場合に必要な届出～

クロスボウの所持を原則禁止とし、許可制を導入することなどを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和4年3月15日から施行されました。

1 クロスボウの所持は原則禁止となります。

クロスボウの所持が原則禁止となり、標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、あらかじめ都道府県公安委員会から許可を受けなければなりません。

2 クロスボウの販売を業とする場合に必要な届出について

クロスボウの販売を業とする者は、都道府県公安委員会に届出（銃砲刀剣類製造等届出書の提出）をしなければクロスボウを業務のため所持できません（違反してクロスボウを不法に所持した場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

上記の届出をしたクロスボウ販売事業者については、以下について御協力いただきますようお願いいたします。

- クロスボウ（いわゆる替え弓等のクロスボウの部品を含む。）を購入しようとする者に対して改正法の内容について説明すること。
また、いわゆる替え弓を購入しようとする者に対しては、その内容によっては法令上の取扱いが異なることから、事前に警察署に相談するよう教示すること。
- クロスボウを所持する者からクロスボウの買取りを求められた場合には、下記3の手続を執る前に、当該クロスボウ所持者から所持許可証の原本の提示を求めるなどして適法に所持していることを必ず確認し、銃砲刀剣類所持等取締法違反が疑われる事案を認知した場合に警察へ通報すること。
- クロスボウを売買する際には、クロスボウごとに、取引した年月日並びに購入者の氏名、住所及び連絡先等を記録し、保存しておくこと。

3 クロスボウを所持する者が、クロスボウ販売事業者へクロスボウの買取りを依頼する場合の義務について

クロスボウを所持する者がクロスボウ販売事業者へクロスボウの買取りを依頼する（譲り渡そうとする）場合には、クロスボウ販売事業者からあらかじめ銃砲刀剣類製造等届出書の原本の提示を受け、業務のためクロスボウを所持しようとしている旨の説明を受けてからでなければ譲り渡してはなりません（違反した場合には、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金）。

※ インターネット等の対面以外の方法による買取りの場合には、クロスボウを所持する者は、銃砲刀剣類製造等届出書の原本の提示又はその写しの送付を受け、販売業務のためにクロスボウを所持しようとしている旨の説明を受けた上で運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）を利用して配送し、引渡し時には運送事業者当該届出書による確認を確実に行わせなければなりません。

4 クロスボウ販売事業者が、クロスボウを販売する際の義務について

クロスボウ販売事業者がクロスボウを販売しよう（譲り渡そう）とする場合には、購入（譲受け）しようとする者からあらかじめ所持許可証の原本の提示を受けてからでなければ譲り渡してはなりません（違反した場合には、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金）。

※ インターネット販売の場合には、販売事業者は、購入しようとする者の所持許可証の原本の提示又は送付を受けてこれを確認した上で配送し、引渡し時には運送事業者運輸免許証等による本人確認を確実に行わせなければなりません。

5 経過措置期間

令和4年3月15日にクロスボウを所持している者は、6か月間の経過期間（令和4年9月14日まで）に許可申請、適法に所持できる者への譲渡し又は廃棄をしなければなりません（いずれの措置も執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は不法所持となります。）。

6 関連資料掲載先URL（警察庁HP）

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

お問い合わせ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 許可等事務管理室 ☎087-833-0110
最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課